第七第八号中「構造用合板」を「構造用合板等」に改める。

（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の一部改正）

第三条　構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一第五号の表一(一)の項中「（構造用合板）」を「若しくは化粧ばり構造用合板（合板）」に、「昭和四十四年農林水産省告示第千三百七十一号」を「平成十五年農林水産省告示第二百三十三号」に、「構造用合板規格」を「合板規格」に、「）をいう。以下同じ」を「）をいう。以下「構造用合板等」という」に改め、同表(二)の項及び同号の表一―二中「構造用合板」を「構造用合板等」に改め、同第十六号の表中「構造用合板」の下に「、化粧ばり構造用合板」を加える。

第二第六号中「構造用合板」を「構造用合板等」に改める。

（薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第四条　薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五第二号への表中「構造用合板」の下に「、化粧ばり構造用合板」を加える。

（丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第五条　丸太組構法を用いた建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第五第二号中「（構造用合板）」を「若しくは化粧ばり構造用合板（合板）」に、「昭和四十四年農林水産省告示第千三百七十一号」を「平成十五年農林水産省告示第二百三十三号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百九十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十六条の規定に基づき、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示（平成六年運輸省告示第八百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月一日以降に公示され又は告示される選挙について適用する。

平成二十八年六月一日　国土交通大臣　石井　啓一

第二条第一号イ中「エアアジア・ジャパン株式会社及びジェットスター・ジャパン株式会社」を「バニラ・エア株式会社、ジェットスター・ジャパン株式会社、春秋航空日本株式会社及びエアアジア・ジャパン株式会社」に改め、同条第六号ロ②の表を次のように改める。

空港名	旅客取扱施設利用料
成田国際空港	第一旅客ターミナルビル又は第二旅客ターミナルビルを利用する場合にあっては四〇〇円、第三旅客ターミナルビルを利用する場合にあっては三八〇円
東京国際空港	二九〇円
中部国際空港	三一〇円
北九州空港	一〇〇円
百里飛行場	一〇〇円

○国土交通省告示第七百九十八号

平成二十一年一月三十日付け国土交通省告示第百十七号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

国土交通大臣　石井　啓一

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(39)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　四等三角点「丸林」安芸郡坂町字参王峠二番、五番（北緯三四度二〇分三九秒六一七九、東経一三二度三一分一八秒四五六八）から三九度五六分四七秒一九一六・三メートルの地点

(2)　(1)に掲げる地点から四度二九分四一秒一一九・五メートルの地点

(3)　(2)に掲げる地点から三四九度四八分二一秒一四一・五メートルの地点

(4)　(3)に掲げる地点から三度四三分〇五秒四三・四メートルの地点

(5)　(4)に掲げる地点から一一度四九分〇七秒六七・八メートルの地点

(6)　(5)に掲げる地点から二八度四二分二二秒二八・一メートルの地点

(7)　(6)に掲げる地点から一二七度一六分三一秒一九七・六メートルの地点

(8)　(7)に掲げる地点から一五四度三一分三五秒九・六メートルの地点

(9)　(8)に掲げる地点から一二一度一八分一〇秒五三・八メートルの地点

(10)　(9)に掲げる地点から一一六度五五分〇九秒九四・二メートルの地点

(11)　(10)に掲げる地点から一〇五度五二分二二秒四七・四メートルの地点

(12)　(11)に掲げる地点から三二度二四分二三秒二二・四メートルの地点

(13)　(12)に掲げる地点から二八七度一六分二〇秒五七・〇メートルの地点

(14)　(13)に掲げる地点から二九八度一六分三一秒六九・九メートルの地点

(15)　(14)に掲げる地点から三一〇度〇八分二五秒二六五・三メートルの地点

(16)　(15)に掲げる地点から二九〇度〇四分三五秒五八・九メートルの地点

(17)　(16)に掲げる地点から七度〇七分四二秒四六・八メートルの地点

(18)　(17)に掲げる地点から二九〇度五六分四二秒五一・二メートルの地点

(19)　(18)に掲げる地点から三二六度三八分〇二秒二八・三メートルの地点

(20)　(19)に掲げる地点から二四〇度一五分四九秒一三一・二メートルの地点

(21)　(20)に掲げる地点から三二九度二五分一〇秒三七二・三メートルの地点

(22)　(21)に掲げる地点から三二九度五二分〇六秒五一二・七メートルの地点

(23)　(22)に掲げる地点から三二七度〇五分〇九秒二・二メートルの地点

(24)　(23)に掲げる地点から二三九度二六分四九秒一一九・六メートルの地点

(25)　(24)に掲げる地点から二三六度五五分四〇秒一三七・七メートルの地点

(26)　(25)に掲げる地点から三二七度三九分五四秒三〇・九メートルの地点

(27)　(26)に掲げる地点から二三七度四〇分三九秒七五・五メートルの地点

(28)　(27)に掲げる地点から三二七度一八分〇二秒三五・〇メートルの地点

(29)　(28)に掲げる地点から二三七度〇九分一九秒三・二メートルの地点

(30)　(29)に掲げる地点から一四七度〇九分一九秒三八・九メートルの地点

(31)　(30)に掲げる地点から五七度〇九分二二秒七四・七メートルの地点

(32)　(31)に掲げる地点から一四七度〇九分二一秒一五・九メートルの地点

(33)　(32)に掲げる地点から二三七度三五分〇七秒一八・四メートルの地点

(34)　(33)に掲げる地点から一四七度〇五分五九秒三五・八メートルの地点

(35)　(34)に掲げる地点から五八度五二分〇二秒二六五・一メートルの地点

(36)　(35)に掲げる地点から一四九度五二分〇六秒四〇一・二メートルの地点

(37)　(36)に掲げる地点から二三八度四三分二三秒四〇・三メートルの地点

(38)　(37)に掲げる地点から二三八度四三分二三秒六〇・四メートルの地点

(39)　(38)に掲げる地点から一四七度五六分五九秒九四一・三メートルの地点